

「新中期行財政経営プラン(素案)」に対して寄せられた意見、及び県の考え方等について

- ◆意見募集期間 : 令和4年2月16日(水)～3月17日(木)
- ◆意見募集方法 : 郵便・持参・ファックス・電子メール
- ◆意見提出者数 : 1個人 (計1者)
- ◆意見件数 : 2件 (意見概要及び、意見に対する県の考え方等は以下のとおりです)

<意見到着順>

意見No.	項目(ページ)	ご意見概要	ご意見に対する県の考え方等について
1	P8 [2「長期総合計画の実現」に向けた行財政運営の取組方針全般]	(3)働き方・人材育成に関する事項が、(1)県庁組織の対応力・柔軟性、(2)県庁以外の主体との連携・協働の項目にも記載されており、項目に沿った内容に整理する必要があるのではないか。	県庁組織の対応力・柔軟性の向上、県庁以外の主体との連携・協働の一層の推進に当たっては、県庁職員がその能力を十分に発揮することが求められます。そのため、働き方や人材育成に関する内容であっても、それらの項目に特に関連の深い事柄については、それぞれの項目に記載するようにしています。
2	P11 [2「長期総合計画の実現」に向けた行財政運営の取組方針(2) 県庁以外の多様な主体との連携・協働の一層の推進]	県の役割や意気込み・実現のための方策等を具体的に記載する必要があると考えるが、現行の記載では、あくまで1つの協働体としての参画との印象を受け、県長計の行財政運営の取組方針としては、寂しい印象を受ける。	本プランに掲げている「(2)県庁以外の多様な主体との連携・協働の一層の推進」は、長期総合計画の第3章第1節「計画の推進に向けて」に基づくものであり、ひとつの協働体としての参画でなく、県が主体的に連携・協働を進めていく方針に沿ったものです。 なお、各分野における具体的な方策等については、長期総合計画の実施計画と位置づけられている各分野の個別計画に記載されているものと考えます。